

## 「全衛連ストレスチェックサービス」実施業者の公募について

### 1 公募の目的

全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）は、平成 22 年度より、労働安全衛生法での制定に先駆けて全衛連方式メンタルヘルスサービスを提供してきました。その後、労働安全衛生法が改正され、規模 50 人以上の事業場にストレスチェックの実施が義務付けられたことを機に、「全衛連ストレスチェックサービス」と改称し、定期健康診断と併せて実施することにより、受診者、事業者双方の負担を軽くするとともに心とからだの健康をトータルで考える機会を提供しています。

今般、さらに労働安全衛生法が改正され、令和 10 年 4 月より、規模 50 人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務付けられることとなったことから、これまでの紙によるストレスチェックだけではなく、時代の動向に沿った Web によるストレスチェックにも対応できるようにするため、その実施業者を公募するものです。

### 2 実施業者の採択について

(1) 一般公募を行い、採択します。

ただし、実施業者は、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ① 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- ③ 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者であること。
- ④ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑤ 情報セキュリティ管理体制について ISO27001/ISMS の認証を取得していること。
- ⑥ 業務遂行において、全衛連職員や当システムの利用者等と、日本語により、円滑で適切なコミュニケーションを図ることができること。

(2) 応募者より提出された応募書類に対して、まず、必要な内容が記載されているか、必要書類が添付されているか等の「書面審査」を行い、その審査に合格したものについて、具体的な取組内容が全衛連会員機関にとって適切なものであるか、事務費用が適正かつ合理的であるか等の「評価委員会による審査」を行い、総合的に評価するものとします。

評価委員会は、(1) に定める要件を満たす応募者から提出のあった応募書類、及び評価委員会での応募者からの「別紙仕様書」に沿った説明内容に基づき厳正に審査を行い、実施業者を採択します。

(説明していただく日時は、応募者に別途通知します。)

また、採択に当たり、評価委員会での指摘事項等を踏まえて、全衛連ストレスチェックサービスの実施に関する条件を付すことや、内容の変更を指示することがあります。

### 3 応募の方法について

#### (1) 応募方法

応募に必要な書類を、公募期間内に郵送により全国労働衛生団体連合会（全衛連）に提出してください。提出物は、宛名面に「全衛連ストレスチェックサービス事業応募書類」と赤字で明記し、書留郵便等の配達記録が残る方法により、公募期間内必着で郵送してください。

#### (2) 公募期間

令和8年6月18日（木）から令和8年7月7日（火）17時必着

#### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

ア 応募に必要な書類（提出された応募書類は、返却いたしません。）

○応募申請書（様式1）

法人の概要がわかる説明資料、過去2決算期の決算報告を添付してください。

○「別紙仕様書」に沿った説明資料

○資格証明書（様式2）

○暴力団排除に関する誓約事項（様式3）

○最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税、地方消費税」について未納税額がないことを証明するもの）の原本又は写し

○ISO27001/ISMS 適合性評価制度に基づく認証取得事業者であることを証する書類の写し（いずれかの写し）

イ 提出部数

アの書類（紙）を8部（正本1部、写し7部）。

#### (4) 提出先

公益社団法人全国労働衛生団体連合会

〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

#### (5) 応募に関する質問

ア 受付先

公益社団法人全国労働衛生団体連合会 担当：田中

電子メール：[stresscheck@zeneiren.or.jp](mailto:stresscheck@zeneiren.or.jp)

イ 受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メールの件名は、「全衛連ストレスチェックサービスの公募に関する質問」としてください。